

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	化製場の設置の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、化製場の設置が生活環境に与える影響が大きいことから、その設置については一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。化製場の設置においては施設面について大阪府の条例により基準及び設置できる場所が定められており、大阪市内に施設を設置する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第3条第1項及び第4条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条 大阪市化製場等に関する法律施行細則第8条
審査基準	化製場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上必要な基準（参考資料参照）に適合しないと認めるときは、設置の許可を与えないことがあります。 一 人家が密集している場所 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所 三 次に掲げる区域又は施設の敷地の周囲300メートル以内の区域とする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域(これの用に供するものと決定した土地の区域を含む。) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に関する施設その他これらに類する施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。) (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他公衆の出入りする施設の敷地
標準処理期間	処分期間 23日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	化製場等設置許可申請書、添付書類各2部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	26,000円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	